

社会福祉法改正について

【社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）の概要】

(1) 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

(2) (1)の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

(3) 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

【社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の概要】

(1) 重層的支援体制整備事業の創設

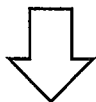
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設。

(2) 都道府県地域福祉支援計画の記載事項の改正

包括的な支援体制の整備に向けた議論と取組を一層進めるため、計画の記載事項を改正。

第百八条（都道府県地域福祉支援計画） 第一項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項



五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

(参考：改正前)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業